



宮城県（雇保）指令第 3 号

仙台市国分町 / 丁目 6 番 7 号

労働保険事務組合 宮城県歯科医師会

会 長 高 橋 文 平

昭和 59 年 / 2 月 2 / 日付けで申請のあった労働保険事務組合の認可について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 33 条第 2 項の規定により、申請のとおり認可し、労働保険番号は別紙のとおりとする。

昭和 60 年 2 月 / 日

宮 城 県 知 事 山 本 壮



別紙

貴労働保険事務組合の認可については、次の事項について遵守のうえ、労働保険事務を行うこととなります。

① 貴事務組合に付与する労働保険番号

右欄記載の労働保険番号を使用する委託事業主等	労働保険番号				
	府県	所掌	管轄	基幹番号	
一元適用事業	04	3	01	9	3078 ⁰⁽¹⁾
二元適用事業の雇用保険に係る保険関係		3		9	²⁽³⁾
二元適用事業の労災保険に係る保険関係で林業の場合		1		9	4
〃 建設の事業の場合		1		9	5
〃 林業及び建設の事業以外の場合		1		9	6 ⁽⁷⁾
一人親方等の特別加入に係る団体		1		9	8
予備				9	9

② 労働保険事務組合として、労働保険事務を開始する時期は昭和 60年 4月 / 日からです。

- ③ 委託事業主の委託を受けて処理できる労働保険事務の内容は
労働保険事務組合認可申請書の④欄の内容 です。
- ④ 労働保険事務処理規約等に従って事務処理を行うこととなります。
- ⑤ 認可基準のいずれかに該当しなくなった場合には認可を取り消すことがあります。
- ⑥ 徴収法第33条第4項の規定に該当する場合は、認可を取り消すことがあります。
- ⑦ 認可申請書及びその添付書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書等資産の状況を明らかにする書類を除く。）に記載した事項に変更が生じた場合には、その変更があった日の翌日から起算して、14日以内に届出ることとなります。
- ⑧ 総会、総代会等団体等の議決機関において承認された毎事業年度の事業計画、事業報告及び収支予算、収支決算書を速かに届出ることとなります。
- ⑨ 委託の内容の変更又は解除があった場合等においては、その変更があった日の翌日から起算して14日以内に届出ることとなります。